

江迎小学校いじめ防止基本方針

【目指す子ども像】

夢をもち、自ら学び、心豊かで心身ともに元気な子ども

【PTAとの連携】

懇談等様々な機会を利用して、児童生徒のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡したりして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、担任等（必要に応じて）
スクールカウンセラー、心の教室相談員等

【教育委員会】

○学校教育課 ○青少年教育センター

【関係機関】

○子ども子育て支援センター
○子ども女性障害者支援センター
○警察
○民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

- (1) 保護者や地域との連携
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 生徒指導の充実
- (4) 特別活動等の充実
- (5) 児童生徒理解等校内研修の充実

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

【早期発見】

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア．教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、「児童生徒理解支援システム」を効果的に活用する。

イ．定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ．教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。

また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

エ．相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

ア． いかなる場合も真摯に受け止め、関係する友達や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行い、関係者全員でその解決に取り組む。

イ． いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。

ウ． 保護者には、随時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

○年間計画

4月	学校基本方針の確認・PTA総会での説明	・児童生徒による「江小なかよしのやくそく」の確認 ・児童生徒による人権集会の企画・運営 ・月に1度、放課後に児童理解を職員間で行う。 ・児童理解支援システムへの記録と、それを活用した引き継ぎ
5月	学校いじめ対策委員会（1）	
6月	いのちを見つめる強調月間・児童理解アンケート(1)	
7月		
8月	校内研修会	
9月	児童理解アンケート(2)	
10月		
11月	教育相談・個別面談	
12月	人権集会	
1月	児童理解アンケート(3)	
2月	学校いじめ対策委員会（2）	
3月	取組評価アンケート	

○組織的な対応イメージ

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、別添＜参考資料＞の活用、事例研究等による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- 児童会や生徒会活動を通じた自己指導能力の育成
- 児童生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

②いじめの情報



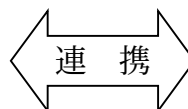
③情報を集める

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。



④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む（学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）



関係機関



⑤A 児童生徒への指導・支援

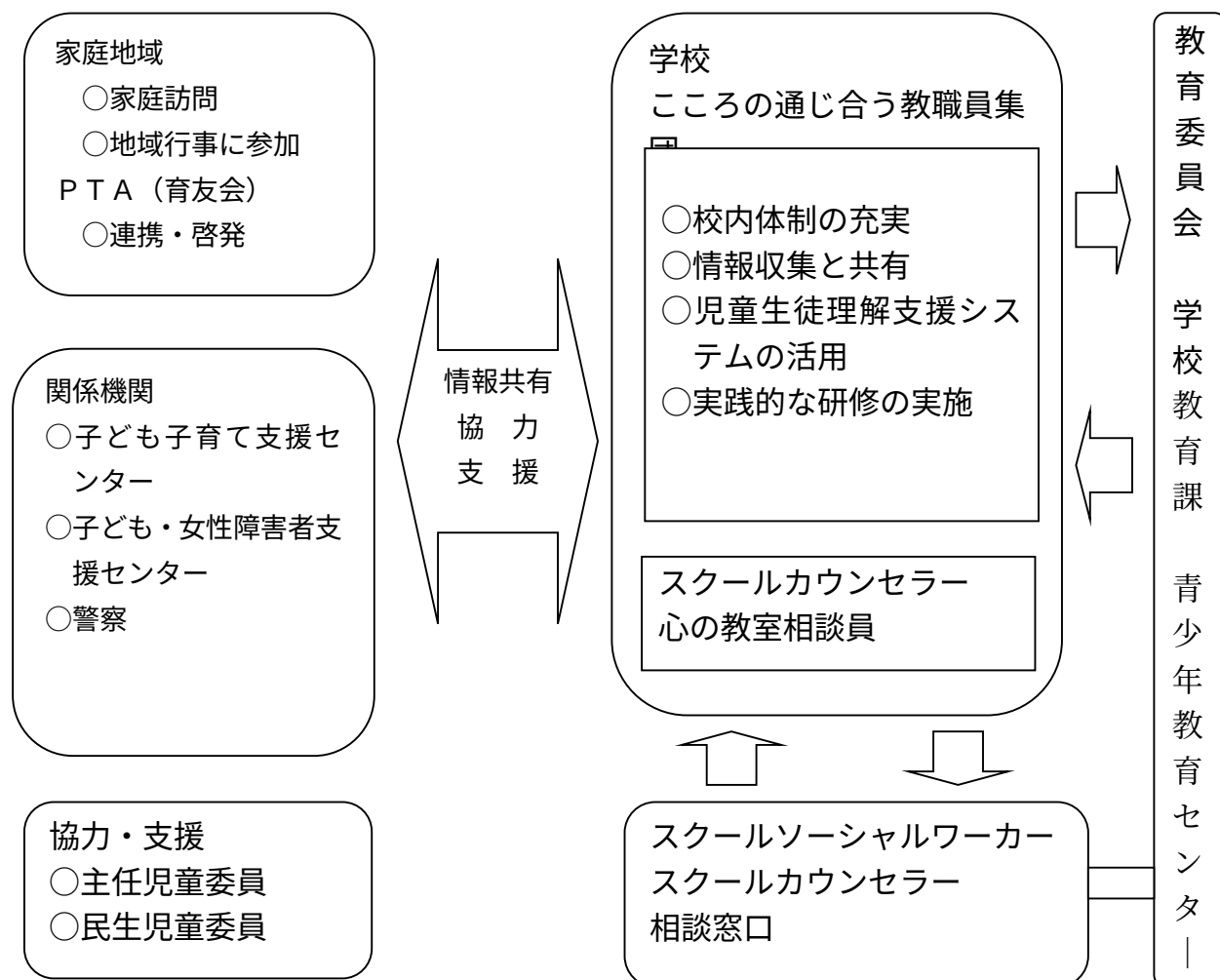
- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。

○いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



命と人権を大切にする集団づくり

(参考)

○いじめの早期発見のチェックポイント

(1) 学校生活において

① 登下校時において

状	況	
ア	身体の不調を訴えるようになる。	
イ	登校を渋るようになる。	
ウ	通学する友達関係が急に変化する。	
エ	突然一人で登下校する。	
オ	持ち物が傷んでくる。	
カ	帰宅時間が遅くなってくる。	
キ	衣服が汚れている。	
ク	他の子の荷物をもっている。	

② 授業中（朝の会や終わりの会を含む）

状	況	
ア	活気がなくなり、表情がさえるくなる。	
イ	急に考え込んだりする表情を見せる。	
ウ	おどおどした態度が目立ち始める。	
エ	積極性がなくなり、動作が緩慢になる。	
オ	おどけるような態度をとり始める。	
カ	虚勢を張った態度を見せる。	
キ	投げやりな態度を見せる。	
ク	聞き直しや言い直しが目立ってくる。	
ケ	学級の雰囲気重苦しくなる。	
コ	視線をそらすようになる。	
サ	冷やかしの言葉や嘲笑、奇声が生じる。	
シ	独り言を言うようになる。	
ス	的外れの質問をすることがある。	
セ	学級委員などに押し付けられるように選出される。	
ソ	言葉遣いが荒っぽくなったり、丁寧になったりする。	
タ	忘れ物が多くなる。	
チ	授業に遅れてきたり、抜け出したりするようになる。	
ツ	行事などで本人が不本意な役割や種目に選出される。	

③ 昼食時において

状	況	
ア	食べ物にいたずらされる。	
イ	好きなものを他の児童生徒に譲る。	
ウ	給食の配膳量が他の児童生徒と均一でなくなる。	
エ	一人で昼食を取るようになる。	
オ	弁当を持ってこなくなる。	
カ	給食当番での役割が固定する。	
キ	自教室で昼食を取らなくなる。	

④休憩時間において

状	況	
ア	一人で過ごすことが多くなる。	
イ	休み時間になるとすぐに教室から出ていく。	
ウ	始業のチャイム直前にトイレに行く。	
エ	職員室によく来るようになる。	
オ	他学級の児童生徒のところへ行くようになる。	
カ	教科書等をよく貸すようになる。	
キ	数人の一番後で虚勢を張って廊下等を歩く。	
ク	あだ名で呼び捨てられるようになる。	
ケ	目に付きにくいところで行動するようになる。	
コ	教室移動の際、他の児童生徒の教科書を持たされたりする。	
サ	他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めにくる。	

⑤清掃時間について

状	況	
ア	いつも一人で掃除をしている。	
イ	いつも後片付けをしている。	
ウ	みんなが嫌がることをさせられている。	
エ	一人だけ離れた所にて、掃除をしない	

⑥部活動において

ア	部活動を休むことが多くなる。	
イ	部活終了後、一人で下校する。	
ウ	部活の場を与えられない。	
エ	参加することをためらうようになる。	
オ	突然、部を辞めると言い出す。	
カ	遅刻して参加するようになる。	
キ	終了時間がその子だけ遅くなる。	
ク	部活動の話題を避けるようになる。	

⑦その他の生活において

〔身体の変化について〕

状	況	
ア	顔や身体に傷やあざがある。	
イ	身体の不調を訴える。	
ウ	食欲が減退する。	
エ	頻繁に保健室に行くようになる。	
オ	神経症的な腹痛、頭痛、下痢、脱毛等が表れる。	

〔頭髪、服装の変化〕

状	況	
ア	服に汚れや傷みが目立ち始める。	
イ	髪型が変化し、目立つようになる。	

〔持ち物について〕

状	況	
ア	上靴や下靴、体育館シューズ等が隠される。	
イ	持ち物がなくなる。	
ウ	持ち物に落書きされる。	
エ	教科書やノートが破られる。	
オ	他の児童生徒から教科書等を借りるようになる。	
カ	お金を頻繁に持ち出すようになる。	
キ	ノートを使わなくなる。	
ク	整理が乱雑になる。	
ケ	その子の物だけが壊される。	

〔その他の変化について〕

状	況	
ア	提出物が期限内に提出されなくなる。	
イ	筆記する文字が乱雑になったり、筆圧が弱くなる。	
ウ	板書事項を写さなくなる。	
エ	ノートや作品にいたずらが見られる。	
オ	日記や作文の記述内容に変化が見られる。	
カ	学習成績が下降し始める。	

〔公共物等について〕

状	況	
ア	机、椅子、ロッカー等に落書きやいたずらの跡がある。	
イ	黒板や教室の掲示板、壁等に落書きが書かれる。	
ウ	トイレ等に個人を中傷する落書きが書かれる。	

(2) 家庭や地域での生活において

状	況	
ア	朝、なかなか起きて来なくなる。	
イ	登校を渋りだす。	
ウ	行動全体が鈍くなる。	
エ	帰宅時間が遅くなる。	
オ	準備に時間がかかり、なかなか家を出て行かない。	
カ	覇気がなく、憂鬱で心配そうである。	
キ	電話やメールが頻繁にくる。	
ク	友達関係が変わる。	
ケ	ふと外出したりして、外出の回数が多くなる。	
コ	食事の時間が不規則になる。	
サ	食事の嗜好や量が変わる。	
シ	学校のことや友達のことを話したがらなくなる。	
ス	家にいる時間が増える。	
セ	ため息をつくことが多くなる。	
ソ	部屋に閉じこもりがちである。	
タ	兄弟（姉妹）にあたったり、いじめたりする。	

チ	物を大切にしなくなったり、壊したりする。	
ツ	小遣いの値上げを要求する。	
テ	家庭からお金を持ち出す。	
ト	新しく買った物がなくなる。	
ナ	けがをして帰ることがある。	
ニ	服に汚れや傷みが目立ち始める。	
ヌ	たまり場に出かけることがある。	
ネ	人間関係が変化してくる。	